

徳島県告示第六百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

		指定介護予防サービス事業者	
社会福祉法人飛鳥		徳島市北佐古一番町一番六号	
		指定介護予防サービス事業を行う事業所	
社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所		徳島市北佐古一番町一番六号	
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	指定年月日	
特定介護予防福祉用具販売	同		令和四年十一月二日